

# 随時監査結果報告書

## 【第1】 監査の概要

- 1 監査の種類  
随時監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項・第5項）
- 2 監査の対象事業及び期間  
(1) 事業 築上町立八津田小学校建設事業（所管課：築上町教育委員会  
学校教育課）  
(2) 期間 平成31年4月5日(金)から令和5年4月18日(木)まで。
- 3 監査の着眼点  
築上町立八津田小学校建設事業における不適切な事務処理について、どこに問題点があったのか、その全容解明と今後の対策に重点をおいた。
- 4 監査の主な実施内容  
築上町監査委員監査基準（令和2年3月18日監査委員告示第1号）に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査の対象事業の所管課に対し、関係書類及び監査調書の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取を行い、現地調査を実施した。
- 5 監査の実施場所及び期間  
(1) 実施場所 築上町監査委員事務局等  
(2) 期間 令和4年7月22日(金)から令和5年4月18日(火)まで。  
詳細については、次のとおりである。

7月22日	所管課へ監査を実施する旨の通知を提出
7月25日	所管課への聴き取り調査（第1回）
7月29日	副町長から、今後の町の対応について説明を受ける
8月5日	所管課より関係書類の提出
8月18日	所管課への聴き取り調査（第2回）
8月22日	所管課への聴き取り調査（第3回）
8月25日	教育長から、経過説明を受ける
8月31日	所管課より関係書類の提出
8月31日	所管課への聴き取り調査（第4回）
2月9日	現地調査
2月14日	所管課より関係書類の提出
2月20日	所管課への聴き取り調査（第5回）
4月11日	所管課より関係書類の提出
4月18日	所管課への聴き取り調査（第6回）

- 6 監査を執行した監査委員名  
築上町監査委員 小出 正貴  
築上町監査委員 丸山 牟弘

## 【第2】 監査の結果

- 1 公立学校施設整備費負担金／文部科学省（福岡県経由）の申請漏れについて  
令和元年度に新增築部分の資格面積を 517 m<sup>2</sup>で申請していたにも関わらず、令和2年度は 0 m<sup>2</sup>で申請した。これは、担当者が補助要綱や説明資料を確認したが、負担金の対象となる面積は、「教室不足による建設」の場合のみで、今回の「危険改築による建設」は要件に該当せず、対象外であると判断したためである。結果、最大 51,519 千円の負担金が交付されなかった。
- 2 学校施設環境改善交付金事業／文部科学省（福岡県経由）について  
令和4年3月23日、実績報告書の作成時に不明な点があり、福岡県の担当者に問い合わせた。すると、既に交付決定を受けている資格面積 3,488 m<sup>2</sup>、計 628,325 千円のうち、実際に対象になるのは、危険面積 2,440 m<sup>2</sup>、計 428,479 千円分のみであるとの指摘を受けた。結果、令和3年度の交付額は、428,479 千円で確定し、199,846 千円の減額修正となった。
- 3 本体工事に付随する外構工事その1、信号機移設工事の工期変更契約及び予算上の不適切な事務処理について
  - (1) 本体工事と外構工事その1、外構工事その1と信号機移設工事の工期について
    - (ア) それぞれで現場が重複しており、監理業務委託業者に業者間で調整し、工期内に完成するよう強く注意したにも関わらず完成しなかった。
  - (2) 外構工事その1の工期について
    - (イ) 当初の完成予定日は、令和4年2月28日であったが、同年3月31日までの工期変更契約を行った。
    - (ウ) 再三、監理業務委託業者に確認したものの、実際の工事完成日は、同年4月6日になった。
  - (3) 信号機移設工事の工期について
    - (エ) 完成予定日は、令和4年3月31日。
    - (オ) 再三、監理業務委託業者に確認したものの、実際の工事完成日は、同年4月6日になった。
  - (4) 予算上の不適切な事務処理とこれに伴う行政処分について
    - (カ) (ウ) 及び (オ) について、工期の遅延が発生したにも関わらず、担当者が工期変更契約及び予算繰越等の必要な手続きを怠った。
    - (キ) (ウ) 及び (オ) について
      - i) 築上町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づき、工事及び監理業務委託業者に対して、指名停止2ヶ月の行政処分を行った。
      - ii) (2) の工事に対して、契約約款に基づき、工事請負業者に対して、遅延による損害賠償金 100 円を請求する行政処分を行った。

### ii) の遅延による損害賠償金 計算表

工事請負金額①	21,783,300 円
出来形部分相応請負代金②	21,512,700 円
遅延利息率③ ※下記詳細	2.5%
遅延日数④	6 日
損害賠償金額⑤ ※下記詳細	100 円

築上町工事請負契約約款 第 54 条第 1 項及び第 5 項による

※③政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）  
第 8 条第 1 項

※⑤100 円 $\div$ 111.2 円 $=$ 270,600 円 $\times$ ③2.5% $\times$ ④6 日 $\div$ 365 日

- iii) (3) の工事に対して、契約約款に基づき、工事請負業者に対して、遅延による損害賠償金 300 円を請求する行政処分を行った。

iii) の遅延による損害賠償金 計算表

工事請負金額①	8,994,700 円
出来形部分相応請負代金②	8,120,200 円
遅延利息率③ ※下記詳細	2.5%
遅延日数④	6 日
損害賠償金額⑤ ※下記詳細	300 円

築上町工事請負契約約款 第 54 条第 1 項及び第 5 項による

※③政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）  
第 8 条第 1 項

※⑤ $300 \text{ 円} \div 359.3 \text{ 円} = 874,500 \text{ 円} (\text{①} - \text{②}) \times \text{③} 2.5\% \times (\text{④} 6 \text{ 日} / 365 \text{ 日})$

#### 4 補助金等実績報告に係る不適切な事務処理について

##### (1) 再編関連訓練移転等交付金（所管：防衛省）の実績報告関連について

(ア) ・外構工事その 1 工事（有永建設株 支払金額 21,783,300 円）

・外構工事その 1 監理業務委託（株アスク設計 支払金額 1,265,000 円）

- iv) 上記 2 件について、令和 4 年 3 月 31 日完成分のみが、交付金対象であったにも関わらず、令和 4 年 4 月 1 日から同年 4 月 6 日分も含めて報告したため、補助金の一部に対して返還金 297,016 円（加算金含む）が生じた。

iv) の遅延による返還金 計算表

交付金の確定額	22,000,000 円
不適正額（6 日分）①	271,000 円
加算日数（交付決定から支払日までの日数）②	320 日
加算金率③	10.95%
加算金額④ ※下記詳細	26,016 円
返還金額（①+④）	297,016 円

※④ $26,016 \text{ 円} = \text{①} 271,000 \text{ 円} \times (\text{②} 320 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) \times \text{③} 10.95\%$

(イ) ・信号機移設工事（有永建設株 支払金額 8,994,700 円）

・信号機移設監理業務委託（株アスク設計 支払金額 539,000 円）

- v) 上記 2 件について、令和 4 年 3 月 31 日完成分のみが、交付金対象であったにも関わらず、令和 4 年 4 月 1 日から同年 4 月 6 日分も含めて報告したため、補助金の一部に対して返還金 857,589 円（加算金含む）が生じた。

v) の遅延による返還金 計算表

交付金の確定額	8,000,000 円
不適正額（6 日分）①	778,000 円
加算日数（交付決定から支払日までの日数）②	341 日
加算金率③	10.95%
加算金額④ ※下記詳細	79,589 円
返還金額（①+④）	857,589 円

※④ $79,589 \text{ 円} = \text{①} 778,000 \text{ 円} \times (\text{②} 341 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) \times \text{③} 10.95\%$

### 【第3】 意見

今回の不祥事は、職員の事務処理の不手際により、一般財源の支出が予定していた額よりも増加したという事案である。これは、新聞等でも報道され、住民の信頼を損ねることとなった。

そのことから、令和4年7月19日付けで、町長をはじめ、副町長、教育長、新旧所管課長及び担当職員に対し、懲戒処分が行われた。これを受けて、副町長を委員長として、教育長、課局長、計18名から構成される「築上町不祥事再発防止検討委員会」を立ち上げた。当委員会では今回の事案について、原因を究明し防止策をまとめ、全職員に法令順守の徹底を図るべく周知した。さらに、同年12月5日付けで、「築上町職員コンプライアンス推進指針」を策定し、全職員に配布し、指針に従い日々の業務に取り組むよう、所属課局長から職員へ指導を行った。

監査委員においても、教育委員会への資料提供依頼及び聴き取り調査を繰り返し実施し、原因究明を行うとともに、再発防止策の一つとして、町長宛に、適正な予算執行に伴う業務改善について、「歳入歳出予定額調書及び会計管理者工事完成・出来高確認依頼書」による確認の提案（令和4年7月26日発出 4築監072601号「適正な予算執行に伴う事務改善について（依頼）」）を行った。

今後は、担当者をはじめ、係長、課局室長補佐、課局室長の更なるチェック体制の強化及び内部統制の確立に努め、二度とこのようなことが無いよう、適切な業務執行をされたい。また、行政事務が増加、複雑化するなかで、十分な人員体制の構築が必要であると考えている。

図書館整備事業や小中一体型校整備事業等の大型事業を控え、令和5年度に「教育施設整備室」を新規に設けたことは、再発防止策の一つとして評価したい。

さらに、職務遂行にあたっては、上司への報告・連絡・相談を基本とする職場の環境づくりに努めていただきたい。